平成２９年（フ）第１２５号
群馬県桐生市菱町２丁目3525番地の４
破産者　佐久間　**茂**
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第３６１号
埼玉県さいたま市桜区西堀１丁目17番18－２号
破産者　木村真理子
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６１９号
埼玉県越谷市大字袋山1721番地９
破産者　小野寺龍一
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７２０号
埼玉県三郷市鷹野５丁目388番地２　池田方、旧住所東京都足立区中川３丁目９番５号　シティソレイユ　亀有105
破産者　森田　和幸
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第５号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中１丁目９番地４　チャーリーブラウン203号
破産者　石川　教一
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2454番地２
破産者　池内　勇輝
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
山梨県富士吉田市下吉田４丁目９番６号　ハートウイング103号
破産者　**吉**村　恵一
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第１号
山梨県富士吉田市新町４丁目16番５号
破産者　堀内　新也
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第３６１号
愛知県犬山市松本町２丁目111番地２
破産者　なすびこと　安藤　昌宏
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４５２号
兵庫県高砂市曽根町2025番地
破産者　井上　　透
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５２９号
兵庫県姫路市飾磨区中野田２丁目98番地　野田中村コーポ405号、開始決定時の住所兵庫県姫路市飾磨区恵美酒392番地　プレステージ飾磨308号
破産者　嶋田　幸彦
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第３２号
広島市西区古江東町18番51―102号　Ａ棟
破産者　出木谷淳子
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５２号
広島県東広島市西条町助実1867番地１　グランディール103号
破産者　中本　久信
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５３号
広島県東広島市西条町助実1867番地１　グランディール103号
破産者　中本　法子
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４６７号
福岡県古賀市中央６丁目15番６号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区高砂２丁目14番26―902号
破産者　南里　一正
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９００号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈11番地１　ピア門松　Ａ205号
破産者　中村　昌博
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６７号
福岡市城南区南片江２丁目18番18号
破産者　千守　歩加（旧氏名千守隆博）
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第９２号
福岡市博多区須崎町８番20―202号、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字旅石72番地444
破産者　岡本　宏実
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１１７号
福岡市南区大楠２丁目17番５号
破産者　野坂　武史
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部